

令和8年度川南町一般会計予算における引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日からの消費税率引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和8年度川南町一般会計予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)見込額 212,883 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 410,533 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他
社会福祉							
	小計						
社会保険	介護保険事業	269,887	15,232			139,955	114,700
	小計	269,887	15,232			139,955	114,700
保健衛生	母子保健事業	26,744	6,772			13,867	6,105
	結核蔓延防止事業	3,685				1,911	1,774
	子どもの各種疾病予防事業	35,858	150			18,593	17,115
	成人・高齢者の各種疾病予防事業	37,235			2,000	19,307	15,928
	健康増進事業	37,124	864		7,130	19,250	9,880
	小計	140,646	7,786		9,130	72,928	50,802
合計		410,533	23,018		9,130	212,883	165,502